

緑のふるさとづくりを 募集します！

～令和3年度助成事業のご案内～

県内の緑豊かな地域づくりを推進するため、
緑化活動や名木・古木を守る取り組みを募集します。

令和3年

3/12

(金)

応募〆切

緑の環境づくり推進事業

ボランティアで緑化に取り組む

植樹などの緑化活動を通じて、地域住民の皆さんが
自らの手で緑豊かなふるさとをつくっていく事業を
支援します。

- ①都市・農山村の環境緑化整備事業
- ②都市・農山村の環境緑化維持管理事業
- ③森林環境学習推進事業



郷土の名木・古木等保全事業

地域の「緑の文化財」を守る

樹木医を派遣して、地域のシンボルとして親しま
れている名木や古木を診断します。

また、診断にもとづく樹勢回復などの保全作業
を支援します。

※県・市町村指定の天然記念物が対象です。



※詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ 公益財団法人 山形県みどり推進機構

〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場2265

TEL 023-688-6633

FAX 023-688-6634

メール gcenter@jan.ne.jp

URL <http://www.ymidori.or.jp/>

緑の環境づくり推進事業

事業区分	内容	助成金額
①都市・農山村の環境緑化整備事業	都市・農山村の身近な緑地等の整備を新たに行う。 例：植樹等による緑地整備、散策路整備、花壇新設など	上限 30万円/件
②都市・農山村の環境緑化維持管理事業	都市・農山村の身近な緑地等の維持管理を継続して行う。 例：樹木の病害虫防除や補植、散策路の刈払いや道標設置、花壇の植替えや施肥など	上限 10万円/件
③森林環境学習推進事業	地域の「みどり」の大切さを普及啓発する活動や、次代を担う人材育成のボランティア活動を行う。 例：自然観察会、木工教室、調査研究活動の広報など	

※①のみ、同一団体の助成期間を原則3年間までとしています（平成25年度以降の「緑化推進事業」から継続して適用）。
※1団体につき1事業に限ります。複数の区分にまたがるような事業は、主たる内容が当てはまる区分で申請してください。
※助成金額は、いずれも事業費の10分の10以内です。

募集対象

- ・NPO法人、ボランティア団体、町内会、自治会、PTAなど
- ※非営利の民間団体に限ります。
企業や学校、個人では応募できません。

事業の採択

- ・書類審査で決定します（4月中旬予定）。
- ※採択後に説明会を開催します（5月中旬予定）。

助成対象経費

- ・苗木等の資材費、報償費、保険料、使用料など
- ※詳細は助成要領を参照してください。

応募方法

- ・助成要領に従って申請書類を作成し、**3月12日必着**でみどり推進機構まで提出してください。
- ・助成要領や様式は、ホームページにも掲載しています。**必ず令和3年度版**をご使用ください。

郷土の名木・古木等保全事業

対象となる樹木

- ・県または市町村指定の天然記念物（樹勢が衰えているものなど）
- ※国・県・市町村所有は原則除きます。

募集対象

- ・樹木の所有者（団体、個人）
 - ・樹木を管理している団体
- ※国・県・市町村は除きます。

助成内容

- ・樹木医による診断カルテ作成
 - ・保全作業に要する助成金（上限50万円/件）
- ※事業費の10分の10以内

事業の流れ



- ・事前審査にて最大5件までを選考し、当機構が樹木医を派遣して診断を実施します。
- ※診断結果によっては、本審査にて事業の採択を見合わせる場合もあります（事業期間内に実施できる措置がない等）。

助成対象経費

- ・樹勢回復など樹木の保全に必要な措置にかかる費用
- ※通常の維持管理作業は対象外です。
（定期的な病害虫防除、周囲の安全確保のための剪定等）

実施方法

- ・樹木医による診断・指導に基づき、専門業者に委託して実施してください。
- ※樹木医は、当機構の負担で派遣します。

応募方法

- ・助成要領に従って応募書類を作成し、**3月12日必着**で**各市町村の教育委員会経由**で提出してください。
- ・助成要領や様式は、ホームページにも掲載しています。**必ず令和3年度版**をご使用ください。